

## 栄東まちづくり協議会 7月協議会 議事録

日 時：2023年7月6日（木）18:30～20:30 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：野田、田端、加藤、山内、近藤、江口、小澤、辻本、池田、渡邊、山岡、鈴木、只井

### ●定足数及び議事録署名人の確認

13人中13人の出席で栄東まちづくり協議会規約第10条第2項の規定（在籍委員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は江口委員と山岡委員とする。

### ■議題

#### 1. 防犯事業 防犯カメラ作動中ステッカーについて

2022年度に作成した防犯カメラ作動中ステッカーの貼付について資料の通り説明した。

<審議事項> 資料記載の貼付地点案をもとに、栄東発展会及び（一社）栄東女子大小路ビル協会を通じ、貼付場所や貼付に伴う注意点等を記載した案内文書とともにステッカーを地域へ提供いただくこと、地域へ提供した残りのステッカーを新設街路灯に貼付することが全員一致で承認された。

（意見及び回答）

- ・町内会等に配布するとき具体的にどういう場所に貼付すると効果的か、また貼付にあたっては、地権者の了解が必要である等様々な制約があると思う。町内会長に依頼する際にどういったところに貼ると効果的か、またこういったところには貼付してはいけないという事前の調整が必要だと思う。  
→貼付できないところとしては、中部電力等の電柱や名古屋市設置の街路灯等が想定される。
- ・貼付すると効果的な場所としては、県警の方からは、私設で防犯カメラを設置しているところやコインパーキング等で暗いところ等に貼るといいというお話を以前防犯パトロールの際にいただいているので、ステッカーを町内会に配布する際に、こういったことを記載した案内文を協議会で作成したうえでステッカーと合わせて配布した方が良くもしい。

#### 2. 防災事業 防災訓練の実施について

防災訓練の実施について資料の通り説明した。

<審議事項> 資料記載の役割に基づき、協議会で所要の経費を支出することが全員一致で承認された。

(質問及び回答)

- ・ 予算については昨年度の実績を踏まえて算定したものか。  
→ その通りである。
- ・ まだ計画段階だと思うが、昨年と同様の規模で実施するということか。これから実行委員会を設置すると思うが、大前提としては予算内でスタートするということか。  
→ 実行委員会で決定いただくということになるが、基本的には予算内で収まるよう計画していただくことを考えている。不測の事態が発生し、予算内で収まらないようなことが想定される場合は協議会に諮ることになる。

### 3. 街路灯整備事業 街路灯の整備について

街路灯の整備について資料の通り説明した。

<審議事項> 2022年度までに整備された街路灯の装飾灯の色を変更しないことを条件に、今後整備する街路灯の装飾灯の色を町内会毎に分けるかどうかの検討及び地先確認の実施及びその結果報告を9月協議会までにしていただくことを栄東発展会に依頼することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答) なし

### 4. 道路空間整備検討事業について

道路空間整備検討事業について資料の通り説明した。

<審議事項> 啓発資料について、名古屋市へ作成・提供依頼することを決定し、事業予算110,000円を街路灯整備事業(街路灯の整備)へ流用することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- ・ 110,000円を流用しても街路灯一基の額にも満たないのではないかと。  
→ 余った予算を街路灯に流用するということを明確にし、意思決定したいということである。今後他の事業についても実施後に余った予算について、街路灯に流用していくことを協議会に諮っていく。

### 5. 地域活性化事業 池田公園イルミネーション装飾について

池田公園イルミネーション装飾について資料の通り説明した。

**<審議事項>** 資料記載の仕様案を参考に各地域団体に情報共有及び意見集約をいただき、7月24日までに事務局に報告いただくこと及びスケジュール案を基に事業を進めることが全員一致で承認された。

(質問及び回答)

- ・イルミネーション装飾はリース契約ではないのか。リース契約であれば、業者選定の必要はないと考えるが、現状の契約はどうなっているのか。  
→元々栄東まちづくりの会が所有していたイルミネーション装飾を、協議会として装飾を設置した初年度(2017年度)に栄東まちづくりの会から使用权を取得してから、その後の色の変更等を実施しながら昨年度まで、一貫して買い取り契約をしており、リース契約はしていない。そのため、協議会で所有するイルミネーション装飾の設置及び翌年度の10月までの保管業務について毎年度業者の選定を行っており、今年度についても業者の選定をするものである。

## 6. 地域活性化事業 歩道イルミネーション装飾について

歩道イルミネーション装飾について資料の通り説明した。

**<審議事項>** 様々な意見が出され、案1から6までを検討したうえで、協議会として案1でイルミネーション装飾をすること、入札に向けて準備をしていくことが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- ・池田公園のイルミネーションに人を誘導するために東栄通と瓦通の歩道を装飾するという目的であり、池田公園内のイルミネーション以上の経費を歩道のイルミネーションにかけるべきではない。追加製作等をせず最低限の仕様で実施するべきだと思う。
- ・池田公園にだけイルミネーション装飾をして明るく飾っても、栄駅と池田公園の間も装飾しないと池田公園に人が呼べないという話から始まった経緯があり、今に至っている。
- ・イルミネーションにこれだけの予算が必要なのか、7,000万円ほどの予算があった時代のもを踏襲しており、本当にこのままの状態でもいいか考えていく必要がある。栄東発展会では昨年度の瓦通の両サイドに均等に設置するという案についても反対意見があり、その前年度までのシンプルな片側だけで充分である、予算が減っている中で経費をかける必要はないという意見もあった。今回見直すにあたって、最低でも今のものを使ってやればよく、新しく追加製作するという必要はないのではないか。最高520万円、最低160万円の表が示されているが、それぞれのメリットデメリットがわかりにくい。

→新設街路灯と既設街路灯に対するイルミネーション装飾の仕様が異なる。瓦通の北側及び南側の一部は2022年度末に新設街路灯に変更されたため、既設街路灯用のイルミネーション装飾が設置できない。さらに2023年度末に瓦通の南側が新設街路灯に変更されると東栄通及び瓦通の街路灯が全て新設街路灯になるため、来年度以降は既設街路灯用のイルミネーション装飾が設置できなくなる。新設街路灯用の装飾は、現時点で9基分しかないので、今年度一つも製作しないとすると、2024年度予算で新設街路灯用のイルミネーション装飾を製作する必要がある。今年度予算でどこまで先行投資をするかを考えながら、策定したのが案1から6までとなる。

→案1,2は、もともと所有している新設街路灯用の装飾9基を東栄通に、瓦通の既設街路灯には全て既設街路灯用の装飾13基分を設置し、さらに追加で新設街路灯用の装飾を6基分製作し、池田公園外周の東栄通及び瓦通又は瓦通のみに設置するというものである。

→案3,4,5,6は追加で何も作らず、現状所有している装飾を配置するという案である。何も追加で製作しないので、来年度以降の先行投資を全くしないということになり、2024年度のイルミネーションについては、予算次第では今ある新設街路灯用の9基分の装飾のみを設置するということになるかもしれない。よって少しでも先行投資するために、今後を見据えて新設街路灯用の支柱(金具)のみを追加で製作しておこうというのが「案〇-1」となっている。

・まちの発展のために計上されている予算なので、予算の範囲内でどの案がまちの発展に必要なのかという観点で考えるべきである。

→案1から案6までにおいて全て予算の範囲内となっている。

・案1と2の違いは何か。

→設置場所の違いである。東栄通の装飾はクリアボールの中の色がウォームホワイト、瓦通はブルーでこれまで統一されているが、案2は、追加製作する6基中3基は、東栄通に設置するためウォームホワイトになり、2024年度以降も瓦通には設置できないという点が議論になると思う。

・案1を進めるということを協議会で決めてもいいのではないかと。

## ■報告事項

### 1. 街路灯整備事業 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアルについて

新設街路灯広告パネルのデザインの選定者及び今後のスケジュールについて資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答) なし

## 2. 街路灯整備事業 維持管理について

中日ビル建替え工事に係る街路灯の復旧及び一時撤去、点灯不良の街路灯の修繕について資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答)

- ・街路灯の保守契約についてどうなっているのか。  
→保守契約は締結せず、発生ベースで都度修繕というやり方で実施している。
- ・昨年度の新規設置街路灯の初期不良への対応はどうなっているのか。  
→柱とアームは設置後1年間、灯部は3年間無償修繕を行うという仕様になっており、それ以外の街路灯について不良発生都度修繕を行っている。
- ・街路灯を設置するときに、保守点検についてどうするかということを検討したうえで発注した方がいいのではないか。
- ・名古屋市の街路灯の事例についてお話しすると、街路灯は定期的な点検義務があるわけではなく、また、それほど頻繁に壊れるものでも球切れを起こすものではない。よってあくまでの初期不良時の対応ということになっている。保守契約については、街路灯では見回り分だけかえて高くなるという観点から発生ベースで通報があったときのみ対応することとしている。
- ・街路灯が協議会で設置されたことを受け、栄東発展会では昨年度の検討の中で、町内会長が見回り、球切れ等があった場合には協議会に報告するということも考えたが、そこまでは難しいという意見も出て今に至っている。名古屋市の街路灯の状況等も聞くことができたのでよく分かった。

## 3. 地域活性化事業 夏まつりの実施について

7月17日、18日開催予定の池田公園夏まつりの概要や広報について資料の通り報告した。

(意見及び回答)

- ・チラシに、後援として中区役所はじめ関係の行政機関が記載されているが、後援の許可が取れていないところが掲載されていないかについて、念のため確認したうえでプレスリリースをするべきである。  
→実行委員会で後援申請をしていただいているが、全て必要な許可は取れているということで聞いている。

## 4. 多文化共生事業 相談事業について

事業内容について資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答) なし

## 5. 環境美化事業 落書き消し活動について

実施結果及び今後の事業実施の判断時期について資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答) なし

### ■監事について

6月の協議会で、それまで監事を務めていただいた河田氏の任期が2023年3月末で満了となっていることが判明した。監事については会長が委嘱することになっていることから改めて野田会長から河田氏に対し、監事の委嘱を行い、就任いただいたことを報告した。

なお、今回の件については事務局で任期を明記した名簿を備えていなかったことが原因であることから、任期等を記載した名簿を事務局に備えることで今後このようなことがないよう対応することについても合わせて報告した。

### ■その他

#### 1. 事務局職員の退職について

5月1日付で着任した事務局職員1名が6月15日で退職したことを報告した。

#### 2. 次回協議会の日程について

次回協議会は8月3日(木)18:30より栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

以上